

銀生産の動向、銀山町の構成

——院內銀山の研究 (Ⅳ)——

小 葉 田 淳

〔要約〕 院內銀山の研究「銀山領有の機構」(本誌三四の四)「生産の形態と組織」(同三六の二)「銀生産の動向」(同三七の四)「銀山町の構成」の四章の内、第三章の第三節及び第四章に當る。幕府の鉾山公有主義により院內銀山の運上諸役は幕府へ獻納されるが、それはそのまま返附される。その高は開坑後三〇年間に漸減し、その後さらに激減し、十八世紀初期からは毎年一四〇〇匁の定納制となる。この頃から経営法も変化し、直山でも荷分法が採用せられ、請山となることも多かつた。十九世紀に入つてかなり産額増大し、年産五〇〇〇キロを超えたこともある。銀山町は一六二〇年人口一万を数えたが、開坑後の盛時にはその二倍にも達したであらう。鉾山業の專業的階層が已に形成せられ、全国各地より集中した。また三都をはじめ伊勢・近江・北陸諸国等より商人・職人が集まり、関ヶ原役以来の浪人の集中も多かつた。浪人中より山師や地役人となるものが少くないのは注目される。銀山の興隆により、近傍農村は大なる労働力の供給源となつた。あらゆる地方より、あらゆる職業のものが集まり、急激に成立し、また浮動的な生産条件により支えられた銀山町には、一般の町村と異つた特殊の性格が見られるのである。

第一章 銀山領有の機構 (三四の四所載)

第二章 生産の形態と組織 (三六の一所載)

第三章 銀生産の動向

一、稼行坑とその推移

二、運上諸役・御払鉛の趨勢 (以上三七の四所載)

三、幕府運上、中後期銀山の概観 (以下本号)

第四章 銀山町の構成

一、町の成立

二、町制

三、商業、金融

四、銀山と院內・小野・横堀

三 幕府運上、中後期銀山の概観

徳川幕府の鉾山政策によつて、藩領内の鉾山採掘も幕府から許可を得て、その運上分は幕府へ獻納し、幕府はあら

ためてそれを落へ返附することが普通に行われた。近世初期の金銀山の隆盛期には、とくに一般に実施されたようである。秋田藩の金銀山からの幕府献納について、至宝要録に、間歩運上をはじめ諸役ともに江戸へ上納したが、酒役・米小売役・炭竈役は上納せず、米鈴払代銀も同様であると記している。つまり、これらは藩領産の米や樹木に關わるものであるからという。政景日記に、幕府献納の運上諸役の内容を巨細に記しているところはないが、元和四年度分献納の中、院内銀山分について「間歩・地子・傾城・入役」と役」、荒川銀山分について「間歩・穴ずり・戸さぎ諸役」、記している。しかし、これは若干の役を摘録したので、献納の運上諸役の内容はそれだけであつたわけではない。

院内銀山からの幕府献納について、佐竹氏記録・秋藩紀年・羽陰史略等は、いずれも慶長十二年にはじまるとしている。銀山の稼行が同年に創つたことは事実であるが、献納は翌年春に行われたことは、その後の実際によつても知られる。^①日崎秀満撰の秋田国事要録には、慶長十五年正月「御領内金銀山より御運上駿府は拾老箱被指上、御使者羽石内記高道」とある。金山よりの献納は、同十九年春に、前年

度銀山分と併せて、佐竹氏入部以来の分を一括して行つてゐるから、それ以前に為された筈はない。拾老箱というのは、多分銀十貫入の箱数をいつたものであらう。さて幕府献納の容子は、十九年春には政景自ら使者となり駿府へ到つて、事に當つたから詳細に日記に留めている。それによると、十八年度の銀山の運上諸役は、二六三、四三一匁一で、その内二〇〇貫を實際の献納にあて、これは院内・荒川・畑の分である。金山の方は、一〇〇枚で、早口・大葛・杉沢・檜内・赤沢の五ヶ所に分で、これに二枚を加えて、佐竹氏入部以来のものを一括したものである。銀は灰吹銀で目方は山目であり、駿府においての秤量は京目を以てするから、一割二分出でなければならぬ。つまり一箱十貫は、京目を以て量れば十一貫二百以上あるを要する。金一〇〇枚は南部金或いは白根湊封付とも記していて、南部領白根金山玉金（吹金）の品位で湊目の封付という意味であり、一枚は四〇匁八であつて、一種の田舎目である。別に加えた二枚の内、一枚は杉沢吹目で山目、一枚は檜内の砂金で山目、ともに四四匁で南部金なみに吹けば三七匁八となるという。金銀山について駿府における口上の心得を、

藩主義宣及び藩老淺江内膳から与えられ、二月政景は駿府へ赴き、金銀山それぞれの目録一紙を添えて上納の手續をした。その口上の心得の中に「去年之儀へあとあとよりも猶以山もあしく罷成候、御運上銀も調不申」とあつて、以前の献納分がさらに一般に多かつたのであろう。^④九、正、一〇、正、一八。

十九年(十八年度分)以来の幕府運上(献納)の高を、銀山の部について政景日記より摘録しよう(二三頁)。(一)

内は藩の運上諸役帳に記載された高で、多少の未進もある。実際の幕府運上は、これを多少加減して納める。「皆御たしめの金銀へやかた様御手前の御かねニ御座ゆ、御公儀へ被納置いとてはしたへ見苦敷ゆ由、御意被成、古相国様之御代々如此ニゆ」^{カ六、正、五}とあるのは、その事情を説明している。なお運上は灰吹銀で山目である。

以上の幕府運上の基礎となつた運上諸役には、払米鉛代銀が含まれぬことはいうまでもないが、山方役や米小売役も除かれる。しかしその高について見れば、慶長年代に比し元和以後は減少し、元和中は三、四、五年が甚しく、

六年よりやや増加したが、寛永四・五年からは一層減退している。しかも八森・新城等の新興の銀山が、かなり榮えたので、院内の高の低下はそれだけ著しくなるのである。幕府運上は、その都度に秋田藩へ返附せられたので、政景日記にも初めのうちはそれを記しており、元和六年九月晦日の条にも「去年迄ハ將軍様より御秤領被成ゆ」とある。しかし以後も同様であつたと考えられ、例えば寛永三年三月十三日の条に「自大御所様去年之御運上金銀拾三枚銀子百六拾貫目御拝領」とある。

寛永以後の幕府運上はどうであつたか。寛保元年江戸の御勘定所から秋田銀山の開坑の由來、運上の創始と増減の次第等を問合せてきたので、秋田では藩老以下協議して藩の御納戸から幕府役人の運上受取手形を取寄せて調査した。寛文五年から享保十年までの分は(延宝三年分は失われていた)御納戸へ返納し、享保十年後の分は江戸吟味役所掛へ保管することにした。かくて四月に江戸御留守布施新助の名で勘定所へ回答した覚書に「院内銀山ハ慶長年中、畑銀山ハ寛永之頃より運上指上ゆ者、年久敷事ニ而當

	総算(女)	院 内	荒 川	増 田	畑	水 沢	早 口	新 城	八 森	湯口内
歴長18	200,000 (268,431・1)									
元和1	210,000 (224,000)	203,000	5,000	1,000	1,000					
2	150,000	(5ヶ所)								
3	100,000	70,000								
4	120,000 (122,459・5)	(97,519・5)	(24,040)	(200)	(200)	(500)				
5	120,000									
6	160,000	154,100	5,100	50	100	650				
7	150,000	142,850 (139,160・2)	6,400 (6,361・8)	220	230	100	200			
9	200,000 (191,915・1)	(院内・荒川・八森・早口・増田5ヶ所分)								
寛永1	120,000									
2	160,000 (157,000余)	(5ヶ所分)								
3	130,000 (128,329・87)	124,945 (123,305・9)	1,420 (1,398)	320		215	20	3,100 (3,090・37)		
4	110,000 (107,768・57)	(7ヶ所分)								
5	100,000 (98,030・47)	(7ヶ所分)								
6	120,000 (116,000)	(5ヶ所分)								
7	90,000 (84,839・37)	62,300 (58,584・3)	5,000 (4,431)	1,000				24,200 (23,724・07)		
8	80,000 (76,248)	(50,137)	(135)	(50)				(6,090)	(24,871・08)	(365)
9	120,000									

表ニテハ書物等類焼之節焼失仕ひ故相知不申ひ、宝永之頃より只今まで院内運上銀壹貫四百目畑運上銀百貳拾目都合壹貫五百貳拾目年々指上来ひ、其以前之儀得と相知兼可申と奉存ひ得とも承尋之趣申遣、追而御答可申上ひ」とある。^⑧

宝永以前の銀山分の幕府運上の例を求めると、後藤祐道日記慶安五年二月十日の条に、卯年慶安四年分の仙北秋田銀山御運上奉納覚を載せているが、合一四、六四二匁〇五山目、灰吹銀内、院内七、三七一匁二五・阿仁三、三二〇匁・増田の内肴沢九〇匁八その他となつてゐる。^④また梅津忠宴日記によれば、延宝二年分は院内一、一五〇匁・畑一〇〇匁六五・新城一〇匁、貞享元年分は院内八〇匁二・畑一六一匁六、貞享三年分は院内七九匁、畑二〇一匁いづれも灰吹銀で山目と見られるとある。^⑤

宝永以後は院内分一、四〇〇匁・畑分一二〇匁の定高運上となつたが、延享二年に至り畑銀山は出銀全くないという理由で明年分より運上を中止し院内分のみとなつた。宝暦四年再び御勘定所より院内銀山運上銀年々増減、定数の極まれる年等の問合せあり、江戸御留守居田崎忠四郎よりの回答に「先年ハ領内銀山数ヶ所在之、運上銀年々指上ひ

由申伝ひ処、銀山段々衰微仕、只今院内銀山より運上指上申ひ、右銀山者余程以前より相衰、普請山ニ相成、右請山師運上指上ひを以、院内銀山一貫四百目畑山銀百貳拾目合而灰吹銀壹貫五百貳拾目宛、宝永年中より延享二丑年分まで無増減運上仕来ひ処、右畑山銀山近年相衰出銀一切無御座嫁人数引払、止山ニ相成ひ、依而同寅年分より運上銀不仕段、翌卯年御届以後院内一ヶ山之運上銀壹貫四百目つつ相納申ひ」と見える。^⑥かくて延享四年以後は院内分としての秋田灰吹銀一、四〇〇匁が幕末まで、幕府の御金蔵蓮池收納の項目の一となつてゐた。^⑦この目方はやはり山目であつて、天明五年十一月江戸御留守居より、御勘定所へ提出したと思われる銀山銅山手当覚に、院内銀山につき

一、灰吹銀拾三貫五百目程 壹ヶ年出銀

内 壹貫五百七拾目余 御運上差上ひ分

但 御運上壹貫四百目ハ山目百七拾目余入

残拾壹貫九百三拾目程 買上之分

と記したことによつて明かである。但し、少くとも運上が定高となつた時代には、已に落へそれを返附することは行われなかつた。

寛永以後の銀山稼行については、別に考究しなければならぬが、大体において不振となり、ことに寛文頃を期としその後は、さらに衰退したもののようである。^⑤ 諸金山箇所年数帳によると、享保十年はじめて請山となり、その後は直山、請山を交々繰返した。

寛政元年七月、院内銀山支配人荒谷和三郎の書上によると、古来売山運上の訳として、

- 一、石荷売高 八貫文までは鋪主掘取
- 一、九貫文―二十四貫文九百文 当日の経費差引三分の一運上
- 一、二十五貫文―五十貫文 経費に構わず掘分(二分の一運上)
- 一、五十一貫文―七十五貫文 六歩運上
- 一、七十六貫文―百五十貫文 七歩運上

と述べている。売山というのは、生野銀山の用語と同じく直山をいうので、右は直山の荷分法(掘分法)の歩合を示したものである。「切場竜丁立春日売方ニ御座い」とある如く、掘場一ヶ所からの採銀の売値が、錢八貫文までは鋪主の掘取りとなつて運上はない。当時は銀一匁^{灰吹}が錢一五〇文―一六〇文前後の相場である。鋪主は山主で、秋田ではその頃は支配人といつてゐる。院内では支配人の下に

下財が切場を請けて稼行し、支配人がその採銀を一定の値段で買上げるといふ方法をとつてゐる。これは生野で内切渡と称したものに当るので、鋪内はじめ銀山廻りの普請の抱人の給銀等は支配人の負担である。院内では右の下財を買師といつた。ところで、院内では直山の荷分法が何時頃から行われたか。元禄の至宝要録以後であることは明かであるが、ここでは大体享保頃からであろうと推定するに留める。しかし右のような荷分の歩合が、やがて行われなくなつたことは「近年山勢衰いニ付御割合之出無御座い」とあることによつて知られる。^⑥ 安永二年には大葛金山の山師荒谷忠右衛門が阿仁銅山の山師石田久太郎とともに、院内の稼行を命ぜられ、直山九ヶ年に金一〇四〇兩余の額を藩へ納めたという。その後斎藤東五郎等の請山となり山勢衰え、天明二年富沢茂兵衛が直山支配人となつて、藩はかなりの資銀を投じたが、振わず一日の出銀高二〇―三〇匁であつた。天明五年十一月、江戸御留守居が御勘定所へ提出した銀山銅山手当覚には、この間の事情を説明し「宝永年中より普請山ニ相成、往古宣掘方致い切羽に相当い、殊大切普請^{宝永四年變成の大切山}付置い得共、水押上り成就不致六番敷よ

り掘方致いニ付、仕上り高値ニ而仕当方似合兼、山師共も度々差代り既四、五年以前ニ者止山ニ可相成程ニ相至りい付、山中之者為渡世銀米鉛等年々相渡、更山師申付」と述べて、山師へ米三〇〇石・銀一一五〇〇匁・鉛三〇箇を貸与したという。天明六年十月、荒谷和三郎は親の忠右衛門に代つて、藩の懇望により大葛より院内へ赴き、最上金山村の岸正藏なるものより金二七〇兩の融資を得て、数ヶ所の普請に着手した。彼が寛政元年十月、支配を辞するまで、かなりの成功を見たようである。産銀高は

吹銀 二、七四三匁一 天明六年十月—十二月

四六、二一一匁 七年

八九、九六〇匁一 八年

三八、一〇六匁八 寛政元年正月—七月

であつた。天明五年の銀山銅山手当覚に、前掲の通りに、一ヶ年出銀を、運上分と買上分に分けてゐる。銀山出の灰吹銀を、すべて判金丁銀等と引替上納することになつてゐた。このような藩の引替制が何時から確立されたかは問題であるが、ここでは元禄頃ではあるまいかというに留める。産銀高の確数が藩にとり問題となるのは引替制に関連して

院内銀山金銀産高

	灰吹金(匁)	灰吹銀(匁)
文政 2	2479・4	101107・2
3	1866・6	76505・1
4	3248・3	99249・1
5	3372・5	102079・4
6	9209・3	293759・4
7	15334・2	396490・2
8	12141	315821
9	10232・7	319133・5
10	16780・2	417349・5
11	16780・2	570442・8
12	18861・4	563128・8
天保 1	14963・8	467877・2
2	12477・7	381892・6
3	12624・4	388600・8
4	41140・3	1178290・7
5	41627・7	1299404・1
6	38637・6	1345424・8
7	32846	1091237・9
8	34068・5	1167201
9	42625・6	1438150
10	46415	1149796・6
11	48435・1	1278520・8
12	41212・7	1127559・8
13	39627	1011925・7
14	38211	1165075
弘化 1	18975・9	771000・1
2	9712・3	510129
3	8157・8	584690

であるが、現在その数字を各年に互つて知ることを得ない。文化十二年、灰吹金一、二〇〇匁・灰吹銀三五、二一〇匁、同十三年、灰吹金一、三〇〇匁・灰吹銀三七、三一二匁、同十四年八月より直山となり八月より文政元年十二月まで十七ヶ月間に、灰吹金二、四四〇匁余・灰吹銀九一、一三〇匁七分を産した。文政二年以後の産高は次表の如くである。天保四年以来は産銀一千貫を突破し、幕末にやや減じ

* 天保四、五兩年献納銀一〇〇〇〇匁外にあり。

* 天保六年花降銀三〇〇匁金九〇匁山神宮に献ず。

* 院内銀山出銀文政八四年より灰吹銀江戸公儀へ御売上高調、

天保五午年書上（秋田県史第三冊六五八頁）参照。

たが、その盛況は生野・石見を凌駕した。天保六年五月花降銀三〇〇〇匁・金九〇匁を山神宮に奉獻し、文政七年鑄造寄進した銅鐘銘に「自宝永正徳之後日漸衰、天明寛政之間最甚、戸口耗減不当初之百一、昨年以來坑内大役戸口亦漸益」とある。¹⁴⁾

① 淡江文書所収、正月五日付内膳宛の義宣書状に「院内御運上之事、可持参い間、銀子今まで請取い分無残可相上い○中略 去年分之儀へ、今まで済い銀子とり集、霜月極月分成共さん用仕入れて帳簿可差上い」とあり、この書状は慶長十三年のものであろう。

② 秋藩紀年に十七年迄御運上銀高不相知とある。駿府記十九年二月十九日の条に、佐竹氏南鑲銀二百貫目、砂金千両領内銀山より出づるを獻ずる記事があるが、砂金のみではない。

③ 秋田県立秋田図書館所蔵 今富義透日記 寛保元年酉年四月二日条

④ 佐竹義榮氏所蔵 前編国典類抄 雑部十五 金銀銅鉛山羽陰史略寛文元年正月の条に「子年分御運上銀後藤七右衛門祐道御金蔵え収む、一步判三粒、吹金六兩二歩、灰吹銀六貫七百十五匁六分也」とあるも、祐道の御留守居勤中日記に拠つたもので、幕府運上である。

⑤ 秋田県立秋田図書館所蔵 梅津忠宴日記 延宝三乙卯年正月四日、貞享二乙丑年二月十日、同四丁卯年二月十八日各条
⑥ 後編国典類抄 雑部十九 金銀銅鉛山

⑦ 誠齋雜記にも、秋田灰吹銀運上の事を記し「右灰吹銀は御金蔵え除置、銀器御道具下銀等に相渡申い」とある。

⑧ 佐竹義榮氏所蔵 酉(寛文九)五月十二日より金銀納申い覚により、院内銀山の納銀(上銀)を見るに、一ケ年の入役は凡そ一五〇〇匁、納銀計一〇〇貫乃至一五〇貫である。この内には運上諸役の外に、払米鉛代銀も含まれると思われる。

⑨ 東京都 史料館所蔵 荒谷文書 寛政元酉年雄勝郡院内銀山線方之儀御尋之趣申上い書付

⑩ 荒谷文書 酉(寛政元)八月 乍恐口上覚、戊(寛政二)十一月江戸一件ニ付諸覚緩の内、乍恐御内々書付覚

⑪ 引替制の確立は貨幣制度と關係がある。秋田藩では藩の極印銀、灰吹銀(上銀)等が通用し、幕府の丁銀の一統通用に改められたのは元祿十二年正月からである。

⑫ 佐竹義榮氏所蔵 嘉永七年寅正月 文化十二年亥年より弘化三年迄出金銀書上

⑬ 秋田県立秋田図書館所蔵 院内銀山覚書、佐竹義榮氏所蔵 元治元年調 御領内金銀銅鉛出高積に、一ケ年高大凡平均の積りとして吹銀七百貫位

内、吹拔上銀五百貫目位 此代三万二千九百拾六兩余 但當時銀拾匁ニ付三拾九匁五分替を以て御買上ニ相成い (此金貳歩貳朱貳匁)

内、灰吹銀 貳百貫目 此代壹万貳千五百三拾三兩余 但右同断三十七匁六分替を以御買上(此金貳歩貳朱壹分)とある。この内には八森銀山の出銀を含む。朱書に「當時ニ市中直段十匁ニ付五十五、六匁」とあり、この差が藩買上の利潤

である。秋田県史(第二冊六七四頁)に明治四年辛未年秋田藩鉾山損益之調書があり、院内の出銀三百貫、金二貫五百目とある。

第四章 銀山町の構成

一 町の成立

院内銀山記には、慶長十二年開坑の噂とともに、八月には諸国から人が来集し翌年春には谷々から溢れて下院内の百姓家にまで借家住をし、銀山入口の四郎兵沢町から奥の谷々へかけて二十余町が出現し、山小屋千軒、下町千軒合せて二千軒の町が成立したという。また山師三十六人・金子百八人・手代六十余人・寸甫五百余人・大工二千三百余人・山留鍛冶等のもの七百余人・穿子・油通ひ・手金通ひ等三千三百余人が来たとも記している。銀山の惣囲は、東西三軒南北二軒に互る広域のことであるから、至宝要録にいうように、柵を以て囲うことは出来ぬが、一般の出入は十分一番所から行われ、その他の口を通ることは嚴重に禁じられていた。山小屋と町屋を通ずる路には番屋があつて、いわゆる山方と里方との交通を厳しく監視したのである。

銀山町にはどれ程の戸口が集中したであろうか。慶長十七年八月に、山内の治安が紊れたので、間歩の中まで周到な人口調査を行った。それによると坊主・年老・小供・女を除いて三二五四人あつたという。山奉行以下の諸役人も含まれていない。調査の対象となつた働さうる男の中には山方稼人が多数含まれ、独身者も少くなかつたと推測されるから、銀山総人口は凡そ一万内外と見てよからう。続院内銀山記に元和三年諸国之者調覚を載せているが、これには生国別に合計一九六一人の口数を挙げて「外秋田・仙北不調、本国不名乗かくすもの大分在之、不知」と記している。この調査の対象となつたものも、大体慶長十七年のそれに類したものであらう。何処の鉱山町でもみられたように、院内銀山町も慶長以来水火の災害が多かつた。

慶長一七、四 火災、傾城・上味噌・下川原、炭焼沢の内四〇間
(床四・流し四・切麦屋二・餅屋一・湯屋一を含む)

一七、一二 水災、家六二間(床屋三八間・酒屋九間・湯風呂六間・流し六筋・餅屋一一間)

一八、二及び三 火災、家一七八間及び家二八三間・床四九・

酒屋三間・湯屋一〇間

寛永八、四 山火事、家二九六間

統銀山記に、明暦三年大水、万治三年四月大火で山中残らず焼けたとあるが、間数は記していない。

八森銀山の例によると、寛永五年五月頃は家数七〇間ほど口数七一九〇〇といわれたが、山況好転のため翌年六月には家数一二二間(裏屋寺屋敷とも)、間歩小屋三三間で口数二五〇〇余に激増した^{六、五、二五・一八}。山(間歩)小屋には山況の好悪に依じて、大工・掘子以下の増減が著しいが、それも鉱山により諸種の条件があつた。それ故、銀山町の家数と口数の割合は単純には推算できない。秋田風土記には「昔ハ千戸人五千余」と記しているが、何時頃の事情を伝えたものか不明である。そこで口数計算の方法として、払米高を基本として考えることが可能であると思う。

銀山内に米穀の産出は全くなく、また脇米の売買は蔽罰を以て取締り、銀山内の主食は払米による外はなかつたのである。しかし元和五年以前の払米高は不明である。元和六年一月から九月までの払米代銀は、二三九、五〇一匁四八であつた。当時の払米値段は銀一貫匁につき米四五石であつたから、一〇七七七石五六六となる。この割合で元和六

年分を見積れば、一四三七〇石余となる。元和七年以後の

払米高を次に表示しよう^{ナハ、一一・一五・カ元、二、三・カ五、一、二二・カ六、二、二四・カ七、二、九・カ八、二、一一}。

	本高(納米) (石)	払 高 (石)	1石に付 き出(石)
元和 7		13214・66275	0.1326
9	11320・1828	13070・264	0.1459
寛永 3	11872・2289	13828・22	0.16475
4	8355・453	9847・32	0.16475
5	8084・746	9534・811	0.17935
6	8481・795	9880・467	0.1649
8	6948・3915	8184・5285	0.17781

少々よしと記されている。元和四年には「存之外さびれた様子」とあり、六年九月には「銀山家作近年に替見事」と政景は記録した。人口の動態は、銀産の動向とほぼ相応するものといえる。それ故銀山開坑数年の盛時の口数は、

一人一ケ年当の米消費高をどれ程に見積るかは問題であるが、八森銀山で寛永五年に口数七―八百、払米月に九〇石とあるのが、比較の資料となろう。即ち一人一ケ年当を凡そ一石四斗ほどとすれば、元和六年の口数一万、同七、八年九千余、寛永三年九千五百、寛永四年以後七千程度となろう。元和六年は前年に続いて山少しさかるといわれ、諸方より人が集り、翌七年も山

前掲の銀山記の記事に拘泥する必要はないが、一万を遙かに越えていたであろう。ただ銀産の増減は甚だ急速に起るが、人口の動き、ことに減少はかなり緩慢にくるようである。元和三年暮には山況悪く山奉行から「御運上負・末進負出山禁止であるが、餓死者もある状況故、院内・湯沢へ出て少のあきない致したき」山内の願いを秋田へ取次いだ、義宣の意向として許さなかつた^{二七}。山方稼人たると町人たるを問わず、不況につれて運上負・末進負が増加するのが普通で、その出山は厳に禁じられた。また山の好転を期待して俄かに山を去らないのが、銀山町の性格でもあつた。

銀山町の構成者として、山奉行・諸役人・地役人及び神官僧侶の外に、山師以下の鉾山稼人、板取・買石・床屋等の鉾業関係者、炭焼・薪伐等の山方稼人、鍛冶・番匠・桶屋・棺物師等の職人、諸種の商人、飲食接客業者があり、それらの家族・使用人がある。とくに鉾山稼人には、庸買たるに備えた浮動的なものが、かなり多かつたらしい。主な鉾山町構成員が発生し、また中には一つの階層を形成してくるものがあつた事情は、どうであるか。これらの問題は、近世初期の他の鉾山の事実と併せ考えなければならぬ

生 国 別 人 数 表

畿 内	京	54	河	内	7	堺	8	大	阪	37		計 108	
東 海	伊賀斐総 甲上	3 18 6	伊勢河総 駿下	180 20 7	尾相安	張模房	43 8 3	三伊常	河豆陸	29 9 38	遠江 江戸	7 34	計 405
東 山	近江野代台 仙津羽	56 15 24 63 7 94	美濃宮5 (会津10, 南部13)	濃那須7 (二本松3, 福島9, 須賀川2)	17 7 13 157	飛騨日光3 (最上66, 米沢25, 庄内51)	1 3 13 20	信濃岩城38 (白川10, 相馬20)	11 10 10 10	上野相馬20	11 11 11 11	計 396	
北 陸	若越	28 54	越前	58	加賀	104	能登	37	越中	30		計 311	
山 陽	播磨防	35 5	備前	402 14	備中	1	備後	1	安芸	24		計 483	
山 陰	丹波雲	17 21	但馬	6	丹後	21	因幡	6	伯耆	5		計 76	
南 海	紀伊	14	讚岐	1	伊予	5	阿波	1	土佐	1		計 22	
西 海	筑前	3 2	肥前	2 1	肥後	2 5	豊前	3 5	豊後	24 5		計 52	

が、少し触れておく。元和三年諸国之者調覚を国別に整理すると付表のごとくである。(前頁下段)

この調査には、秋田領の秋田・仙北のものが洩れ、また生国を名乗らぬものが大勢あつたという。右の調査では石見の出身者が皆無であるけれども、政景日記によると、いろいろの事件に関連して記載されたものが、かなり多数ある。しかし右の表だけについてみても、銀山へは全国各地のものが集居しており、若干の国が格別に多数である事実^{これは仙臺の領をいう}に気付くのである。羽前・羽後或いは仙北のものが多いことは地理的關係が思われるであらうが、遠国にあつて備前・伊勢・加賀は百人を超え、ことに備前の数が卓越している点に注意される。日本海に臨む北陸諸国は概して多く、京・大阪・江戸の都市も少くない。前者については、この時代しだいに発達してきた若狭・越前以北の日本海の交通經濟の關係が顧慮されるかも知れない。

しかし銀山町の構成員の出身が全国に亙ること、しかも若干の諸国にとくに多く、それが前述の交通經濟の相互關係からだけでは説明し尽されぬこと、これらの事実から更に考を進めねばならぬと思う。すでに前章で触れた通り、

この時代には山師その他の鉾山稼人や板取等の事業的な階層が成立している。彼等は新興の山を求めて移動していた。当時の鉾山稼行の性格から見ても、山師とそれ以下の勞務者・技術者との結合は譜代的なものでなく、單純であり離合は甚しいものであつた。ただ同郷同国の地縁的のものが、微弱ながら結合關係の素地をなしたことは認められる。元和三年の調査は、鉾山業稼人だけを對象としたものでないが、その数の比重が大であつたことは疑いないから、その生国別の性格を強く示していることは否定できぬ。前章に記した通り、山師山先の数が、備前一・播磨八・大阪五・京五その他越前・越後・加賀・伊勢・近江等が多いことも、対照すべきである。

銀山内の有力な商人層として役持並にその請人(保証人)を見よう。役持には山先山師が當つたものが少くないが、その場合には、役持の役關係の營業を多くは兼營したのである。役持は未進のため悲惨な境涯に沈淪し去つたものもあるが、当時の有力商人であつたことはいうまでもない。政景日記により生国別にこれを表示する。(次頁上段)

表 人数別国籍生持役

聖後	4	京	4	8 (1)	伊勢	5	大加
豊後	3	越中	3	3 (1)	能登	5	賀前
羽後	4	越中	2	3 (1)	備前	3 (1)	越前
		各	1	羽前・若狹・出雲・播磨・薩摩	明	2	常不
						3	

() は山師の兼營

伊勢・京・大阪の商人の多いことは、十六世紀から十七世紀にかけて、商品流通の拡大した時代に、これらの地方の商人がその主動的な役を占めたことに関連する。北陸諸国の商人は、近世初期に奥羽北部の経済的開發が進んだ際に、深い繋りを直接に持ったもので、津輕や秋田の港町や城下町へ移住したものが少なくなつたのである。高野聖の商業的活動には著しいものがあり、元和二年入役未進三七〇匁余を負うた高野聖長春は、同四年にいたり四〇〇匁を聖衆中へ勸進し納付するを以て殘余を免除されたいことを願出ている。銀山には相当数の聖がおり、前表の名の記された四人の如きは代表するものであつたと見られる。

床屋・灰吹屋・鍛冶屋等の鉾業關係の職人も鉾山縁人に准じた專業的階層を成していた。元和二年に床役は伊勢の

又右衛門を札本とし、三郎右衛門・九右衛門・喜右衛門・理右衛門等伊勢人数名が組をつくり請持つていた。いずれも床屋であつたらしく、地縁關係から職業的結合を成したもののらしい。^{四、九}

しかし銀山町は以上のような諸国より集まつた專業者だけで成立したわけでない。鉾山で山師・寸甫・金子等や、選鉾製鍊において板取・床屋等の技術や熟練労働を必要とするものの外に、日傭の作業の種類も多い。元和三年の調査では秋田・仙北の地元人が洩れているが、その数は莫大であつた。銀山の興盛期には諸種の労働力を多く必要とし、とくに附近の農村はその主要な供給源となつた。

銀山記によると、銀山開坑の山先として、大谷吉隆の遺臣村山宗兵衛をはじめ、関ヶ原役の殘党伊勢の林治郎左衛門・会津浪人渡辺勝左衛門・備前宇喜多の臣佐々木治左衛門等を挙げている。続銀山記には、院内開坑の慶長十二年八月より以後段々来る人数として宇喜多の浪人成瀬七右衛門外二名、大阪役後來者として亀井長左衛門外五四名を挙げているが、主家亡後の浪人が多く、或いは山長・山廻・番役人等の地役となり、或いは山師となつたものもある。

政景日記に次のような話がある。慶長十九年春の入役を、小川開兵衛・太田善介を對手とし、せつた太田六太夫は、請人山先正左衛門が四五貫以上の請高では請人に立たなかつたため、遂に譲らざるを得なくなり面目なしと述べた。

政景は彼を諭して「ぶへんを立ひ儀へ、(長谷川藤原左兵衛殿へ)奉公之時分ノ儀也、只今ハ遠國ヘ下り、町人次ニ役木(儀)など持ひ上

へ、少々おのこのひけあり共、徳儀をかまへ、あと未進をも済ひ心掛肝要い」といつた。ケ一九、二七。阿仁金山の例であるが、慶長十九年八月湊二右衛門の間歩に鏈が出たるを隠

匿した事件があつた。二右衛門は佐竹氏譜代一騎の衆であつたといひ、政景の訊問に答えて「御国替之時分おそく参りて御扶持をも不被下、むさと町に罷有ひ故山を致い」といつた。政景は山仕法に従ひ彼の逮捕を指令している。

鉾山の開坑・盛興に当り、近傍農村が各種の労働力を供給したが、また労働力の需要増加に対する予備員を鉾山町は恒に抱擁していた。しかし急激に多量の労働力を必要とする場合はこの予備員では間に合わない。元和四年十一月に千枚平大水貫普請につき借米方を、山先伝介等から願出たときは、樋引以下二六九人を計上した。政景が借米を秋田

へ取次ぐ条件として「只今より人を間立、来月一日よりげたいなく普請すべき」を命じた。かような短時間の内に多数の人手を要するとき、多く近村よりこれを徴集しなければならなかつたのであろう。ことに樋引の如き日庸で足るものにおいては、それが典型的に表われる。他の鉾山では涌水のため多数の樋引を急に必要とするとき、近村に人夫として課徴することも行われている。なお炭焼等の山方稼人には越後等の遠国者も見えるが、地元近辺のものが多くことは当然であらう。^⑤

山師・手代はもとより金子の中には里方に居屋敷を持つものが多かつた。山先正左衛門の屋敷は下京町に在り、また鹿島介兵衛は傾城町に住んでいて傾城屋を兼営した如くである。ケ一七、三、二五。佐渡相川鉾山で諏訪町・弥十郎町等は山師名を冠したものであるが、山師とそれに従属する金子等が一町に居住したという。政景は相川では、屋敷割を定める以前に、発生的に町が成立したものと考えており、「院内銀山盛之時分或へかなこ五百・三百宛為持者も宅所ニ不居い」と記している。慶長十九年七月阿仁金山の山師の居屋敷の町割について、山先五人が一番くじ、七十

長崎五郎
左衛門

は商人の姿を仮り度々津輕へ行きキリシタンの流人を慰問し、また当時松前に金坑が発見せられ、そこへ集つた坑夫にはキリシタンがおつたので「その伴侶と共に旅手形には坑夫」として書き松前へ渡り、さらに津輕・秋田を経て院内銀山を訪ねた。^④秋田藩のキリシタン迫害は一六一七年頃からはじまるようだが、その程度は緩かであつた。一六二二年から激しくなつた。当時、太陽と月を信仰する大願宗の信仰が坑夫の間に拡まり、治安を紊すという理由で処刑されたものがあり、その間にキリシタンが混じつていたことが、直接の動機の一となつたという。^⑤恐らくこの頃のものと思われる藩老梅津憲忠から政景に宛てた書狀に次の如くみえる。

一、院内銀山其外金銀山々共ニきりしたん共御座ルへ共、是ハ不
被仰遣ル間、先其分ニ而置申ル、尤少々儀ニルハハはらひ可申
ルへ共、銀山ニハ數多有之由申ル、さレハ院内山色今程ハ惡
ル而人もすくなく御座ル時分、又きりしたんのもの共はらひ申
ルはゞいよ／＼山もすたり可申ル間、存者ころひ申ルへと、間
ニハ申付ル、其上江戸へ申上ル間、重而被仰遣ル次第ニ私かた
より可申ルと内々迄申させれて公儀之しらへハ不申ル、乍去不

得御意いてハ由断之様ニ可思召ル間如此申れて、御下知ハ其分
ニ而可被差置ル哉、御下ル上被仰付ル而も可然ル、是又被伝可
承ル

銀山に対するキリシタンの手入れは、これをことさらに
避けようとした態度が窺える。それは山況悪き折に、彼等
の追放は山の衰退に拍車をかけるという事情からである。
寛永元年正月、在府の義宣に宛て憲忠より牢舎したキリシ
タンの目録を注進し、義宣よりは嚴重に探索牢舎すべき直
書を、政景よりは義宣の意を伝えて今後はころばんと申す
ものもころばさず牢舎すべき書狀を送つた。二月憲忠より
鉾山に至るキリシタンのことを報告し、翌月義宣よりの鉾
山内のキリシタン詮索のことを直書を以て指示した。三月
二日の書狀に「秋田・仙北金銀山にだいうすしうしの者有
之由、干今細いださるよし、尤の儀にハ、重て爰元より無
到来前は是非之儀不申出ルて、先々だまり居可申ル」とい
い、同月十日の書狀に金銀山所住のキリシタンは、彼等が
他国者故に、成敗することの是非につき幕府へ糺したが、
上意としては何方のものたりとも成敗せよとあるも、島田
治兵衛の内意として秋田仙北金銀山のキリシタンを残らず

詮案の上、久保田へ召上げ牢舎し人数注申すべしと命じたナ一〇、二、晦・同、三、二。また次いで書状に〇・同三、二四、羽陰史略

久保田々慥之者を方々之山へ可遣い、又院内なとへハ人数遣い事尤候、調出し候者之内もころふへきと申者をころはせ可申い、それもはや久保田迄召上い以後なと、ころふへきと申ものハはや不入事、山ニおめて細之時分ころふへきと申ものをハころはせ申へくい〇中略 だいうすのものとも山仕ニい得者定手前も可有之い、少々家財以下迄能々調慥ニさし置申へくい、其道具ハ定公儀へあかり物になるへくい間、其心得可仕い、又他国之者道具い間其国者遺事も可在之い間、能々念を入細指置へくいとあり、追書に

返すく此細ニ付而山共定悪なるへくい分もくるしからすい間、山ニ者構不申い而、なる程念を入細仕申へくいといつてゐる点が注意される。キリシタンには坑夫だけでなく山師もあつた。これまで手入れを控えていた銀山に対して、已に幕府の禁教政策の前進のため、猶予は許されなくなつた。山況の悪化を促すことがあつても、それを顧慮する余地もなくなつたのである。政景日記の六月三日の条に、「きりしたん人衆三十二人火あぶり、内式十老人ハ男十老人ハ女」とある。バジエスによると、一六二四年の

七月十八日 寛永元、久保田から三リユ一離れたところに三二本の柱が建てられたとある。三二人の火刑者の外に「久保田から三日路のところに位する銀山で有名であり、夥しい労働者を集めていた仙北地方の院内に連行された」二五人の殉教者があつた。計六七人の殉教者の内には恐らく院内銀山の内から捕えられたものが多数あり、とくに院内で処刑を行つて見せしめとしたのであらう。

① 鉱山によつては、直接の飯米だけでなく諸雑貨・野菜類を米で取引することが行われた。例せば別子銅山では宝永頃稼人一人一ヶ月に米三斗五、六升―四斗或は五斗を配給している。鉱山によつて、山内に米を安く供給し坑夫等の出山を防ぎ生産を上げようとするものと、高く払つて専売の利収を計る二種がある。院内では当時、払米以外の米の取引は絶体禁止したのである。

② 名の知れるのは犯科人であるが、最上助右衛門、堺（羽後）太郎兵衛・赤宇津藤兵衛等数人である。

③ へいところ、慶長十七年三月湯沢より銀山を訪ね江戸へ立ち、四月には江戸のへいところはじめ、みける・しゅあん・あんなん等のキリシタン及び神父より政景へ便書が届いている。

④⑤ 吉田小五郎訳 バジエス日本切支丹宗門史 中巻一四〇・一七五頁。

⑥ 真崎文書 三月廿二日 梅津憲忠書状

二 町 制

至宝要録に「山中に何事もあれば、其町の肝煎に言聞かせ、一人にてしづまらぬ事は、惣肝煎相談して、それにてもしずまらねば、山先に相談、其上相済ぬ時は、言ふ事の有る町の肝煎と山先と山奉行所の山長老まで披露するなり」とある。山長老は山居住の浪人等より任用した山奉行の補佐役である。山先は鉾山関係の事件だけでなく、町制一般につき山奉行へ意見を述べ、相談に与り、また町方を代表して陳情する場合もあった。肝煎は毎町一人または二人で、例えば慶長十七年頃には上町は六郷孫左衛門、中町は久左衛門、下町は津兵衛及び最上三郎右衛門、京町は六太夫、つら役所町大坂四郎右衛門、傾城町角館弥介等がある。弥介は傾城役をしばしば持った傾城屋、最上三郎右衛門は元和七年入役をせつた商人、六太夫は慶長十八年春の餅米役その他の役持太田六太夫、大坂四郎右衛門も役持商人で未進を累ねるに至つた^{ナ、一、一三、一四、一}。六郷孫左衛門、越中津兵衛は山師で、久左衛門は多分有力な山師大坂久左衛門

であらう。

町方の定めとして、元和三年七月杉沢金山二郎兵衛山取立ての際、町割をして、山方の間歩口法度七ヶ条とともに頒つた町中法度書五ヶ条が参考となる。

札

一喧嘩口論仕間敷事

一諸勝負堅停止之事

一山師・町人入籠に小屋不可懸事

一山師・商人・諸細工・大工・ほりこ・石たたき・板取等之外宿

致間敷事

一盜賊人於有之ハ注進可仕、たとへ同類たりといふとも其科をゆるしほうび可出事

元和三年七月十九日

益戸勘解由

堀尾嘉右衛門

梅津主馬

後世、山法といわれるものは山縁行に關するものが多く、町方の法度の例は比較的少ないが、右の一、二条はどこでも通じて見られる。第三条については、杉沢の新しい町割では山師町と町人町とを別所に割当てているが、院内では已にそういう区別なく成立した。第四条に關連して院内で

「山をもいたさず、あきないも不致、ふらふらとして居い
者宿致間敷、あととより法度」と見えている^{ケ一九、一。}

銀山町では十人組を設けたことがあつたが、この組制度
は銀山町の性格から見て必ずしも適當だと認められなかつ
た。慶長十九年山奉行川井嘉兵衛は、盗人が多いので山師
町人に十人組を組織させた。十月に越後小二郎兵衛の貸家
に住んだ者が脇鉛を入れたこと発覚し逐電したので、十一
月山奉行真崎長右衛門より小二郎兵衛はじめ九人の十人組
の者にその搜索を命じ、不能のときは曲事なるべきを申付
けた。政景は十人組制は不適當とし「壱町ノ内ニハよき悪
きうちまじり居い、少之身上之者、悪き事を致、かけ落い
連、過分ニ御運上を負、面立たる山師・町人御成敗之儀難
成」と批判している。翌十二月には盗人もしずまつたとい
う理由で、町々より取つた十人組の請書を返し、この制度
を罷めた。同時に、山師山先・町の年寄より、咎人はも
とより出判取らず山を欠落した者へ貸した家は欠所にする
指示に対する請書を提出させた^{同、一九、一一、一一。}。銀山町
の住民には運上負・未進負が多く、有力な山師・町人ほど
それが甚しくなる傾向があつたので、連座制は経済政策上

好ましくなかつたのである。また欠落人の家が貸屋たると
き家主の損害となるが、これは連体的意味を持たせ、借屋
人に対する責任を負わしたものであらう。

銀山町は、浪人・僧侶・神官・商人・職人・農民等の諸
種の階層職業のものが、しかも全国各地より集まり急激に
成立したものである。主要な構成員となつている山師と労
務者との従属関係も持続性を持たない。変動はげしい鉱業
生産の条件の上に、浮動が甚しかつたから、一般の農村や
町に見るような協同体的諸関係が十分に強く成長する余地
がなかつたといえる。しかし、このような集合体の社会に、
見られる協同体的関係の一として郷土を等しくする地縁的
なものが現われる。前述したように、銀山町には出身者の
多い若干の国々が挙げられるのであるが、彼等は本来団体
的な状態で来住したものと認められない。しかしやがて
郷土を同じくするという郷党的な関係がしかもそれは職業
的に重層する場合が多いが、生れてくる可能性がある。元
和六年九月、出雲六左衛門が丹波角左衛門から銀一〇〇匁
を借受けた身代として使役されて自殺を計つた。政景は出
雲出身者の知音の者から借銀を弁済せしめた。同じ頃、備

前茂左衛門の死後、その甥の甚右衛門が跡式を得たことは「一丁ノおとな、同国人、近所之者迄存知」の明瞭な事実であるに拘わらず、下人の同国の与三右衛門が家財道具を奪つたかどて牢舎された。同国人が日常親近の交際關係を持つていたことが察せられる。慶長十七年に広島二郎兵衛・大坂角太夫が自白した鉛の密売者一類は一二名であつたが、大坂新三郎一名を除けば、他は悉く石見のもので、しかも横堀・馬場・横手等に在住のものも参加していた七、一七、極。

職業上に、お中の制が行われ山師がお中を以て普請等を行うことは前に述べた。また商業においても、後述のように町によつて同種の商業に従うことが行われただけに、協同体的關係も生れたであらう。

三 商業、金融

銀山旧記に銀山の町名を十分一口からあげて

四郎兵衛沢町

南沢町

炭龜沢町

面役町

山神町

荒町

上川原町

下川原町

勘四郎沢町

酒田沢町

千枚口町

石垣町

都平町

山先町

上京町

下京町

味噌屋町

塩屋小路町

荒川小路

四百枚小路

熊谷小路

塩谷引分小路

炭灰小路

三千枚小路

野田小路

とあるが、以上は下町だけでなく山小屋所在の町も含めてゐる。これらの町は一時に成立したものでなく、例えば採鉱の中心が元和以後に野田や南沢に移るとともに、この方面の町が発達した。炭焼沢には慶長十四、五年頃は炭焼以外は居住しなかつたが、元和六年頃には山師・町人の家三〇余も建ち、また酒田沢・塩屋平・千枚平にも町人の家五〇間余出来たというナ六、九、二八、同、九、晦。

政景日記に見える寛永以前の町名に、上(河原)町・中町・下(河原)町・本町・面役町(役出口)・京町・傾城町・味噌屋町(上味噌屋町)・千枚口・山先町・坂口・いさわ町等があり、これらは大体商業の中心であつた。慶長十七年六月町がさびれて空屋敷諸所に出来るので、町々の売物の種類を定め、十六日以後は脇町で販売することを禁じたケ一七、六、二、六・同、七、一三。

上町

肝煎六郷
孫左衛門

蒔・繩・疊・こも・こさ・筑・小羽・鉄・

松・請酒

中町 肝煎久 魚・鳥
左衛門

下町 肝煎津兵衛・最 青物類・朱・かちん・道具
上三郎右衛門

役出口 肝煎大坂四 材木・小羽・鍋・釜・わら・かや
郎右衛門

京町下 肝煎六 味噌・塩・請酒・瀬戸物
太夫

上町・中町・下町は河原町をいうようで、河原町・京町の町端がさびれ、六月二十九日山奉行三人談合して店売を申付けたと記される。これより先き、三月に下河原町より訴えて、従来青物類を売っていたが、上河原町の大津弥右衛門が出牢し青物店を上町へ引寄せたため、さびれた空屋敷が出来たから、松・むしろなりとも販売したいと述べた。政景は同役介川左門の久保田よりの帰来を待ち談合の上申付けると答えたが、これらの事情から六月の売物の町定となつたのである^{ケ一七、二八}。しかし河原町・京町の末は一向家も建たず、また十分一より入山する者が町定のため売りにくいと訴えるので、十月には「町中定なしニあとあとのことくいつかたにてもうりかへ候へ」と命じた。銀山へ入る商品は十分一役所で十分一の税を課せられるが、こ

「十分一入ゆ者」というのは、十分一税を納めて販売するものであろう。当時千枚口は頗る繁昌していたので、ここでは魚・鳥・精進もの・塩・味噌の販売は禁止した^{ケ一七、一〇、二三}。

町定とその解除ということは、町々でどんな商品でも自由な状態で販売せられていたという実際を示すことにはならない。下河原町は既往から青物販売が重要であつた。味噌は慶長十六年頃には味噌屋町で売ることが定められ、他町では二、三の店以外は扱わなかつた^{ケ一七、八、五}。京町は佐渡相川の京町でもそうであつたように、絹布・木綿・紙・茶を販売したことが銀山旧記に見える。寛永四年に山師から京町の販売物の定めがあるため迷惑すると訴えたので、販売を許可しそのため京町に影響するようになれば、一、二ヶ月経過を見て販売役を設けることとした^{カ四、八、四}。かうに実際には、町により扱う主な商品が定まつていたもので、これは城下町にも見られるところである。絹布以下の販売の許可について、政景は「是ハ窪田ニテもそれぞれ町定りゆへ共、ふりうりは御法度なくゆ間」と記している。町による販売品の区別を、普通はそのまま認めるのが当時の

封建領主の例であつた。

広島介兵衛は山師で傾城町に居屋敷を持ち傾城屋を営んだが、慶長十六年頃運上未進の分に召上げられ、翌年正月の火災に焼けた。湯屋の六右衛門その空屋敷を申請けたことを願出たが、傾城屋は同町に余人（湯屋業）あつては迷惑なことを訴え、介兵衛の子方九郎右衛門へ渡した。九郎右衛門は、もとより傾城屋を営んだであらう。また同時に、他町で居を借り傾城を出すものを、傾城町へ移し空屋敷に家作させることを申請したので、政景も同意しているケ一七、四、一七。しかしやがて銀山の不況と、やとい女等の娼婦増加のため傾城屋は離散する有様で、肝煎弥介から「なになりともあきなひものなと被仰付ゆはゞ」退去のものを押置き、また「いかやうのもの成共こしおき」町をふさぎたいと陳情したケ一七、六、一六。

銀山には藩より特許された天秤屋があつた。銀山内で使用される秤は、鑓天秤で目方を置いてんぐ目といてんぐ目である。しかし運上諸役の場合は運上目を以て量るので、これは置いてんぐ目の二割増である。運上銀二〇〇匁といえは置いてんぐ目二四〇匁である。商

人・炭焼等は秤を備えていたが、歳末には天秤屋の検定を受けねばならぬ。検定は久保田より派遣の検使及び山奉行の組下のもの立会の上で天秤屋が極印を打つのであるケ一七、一〇、一四。慶長十七年暮の検定の際は、秤が町中同、一、二、一〇。炭竈に二三丁あつた。毎年の極印賃が天秤屋に對する扶持となる。そして天秤屋は山奉行等の申付けて運上諸役銀等の秤量を役として勤めたケ一七、一、四。極印賃を置いてんぐ役といつたが、元和四年頃は秤一丁につき八匁であり、町人等から分国なみの役にすることを願出た。つまり銀山内の役は高かつたのであるケ一七、二、六。銀山の不況のため同年十二月れいてんぐ役を免除し、分国並に秤を久保田秤屋より購入せしめることとした。これによると従来は銀山の天秤屋より秤を買っていたらしい。

金融施設として民営及び藩営の質屋があつた。民営には質屋八郎兵衛の名が見える。慶長十四年政景山奉行のとき、脇借脇貸、質屋の外は堅く法度の高札を立てた。同十七年七月傾城が横堀の京の又兵衛から借銀したことが問題となつた。先年の高札が前年の火事に焼失したので、政景は「質屋外脇貸脇借当山之者ともいたすへからす」の札を立

てた。これは院内・小野・横堀に、銀山の者協貸すること
も、それらの村より協借することも禁ずる意味を含んでい
る^{ケ一七}。家質や質奉公の事実は山師、町人の間に多く
見える。協借協貸の禁止は、質屋以外の動産質取のことで
あろう。藩営の質屋は、有力な山師・町人の内から元方を
選んだので、慶長十七年以前から存した^{ケ一七}、一。元和
二年に至り藩老向左近の申次で、元銀三四貫を支出し、山
先正左衛門及び湊八右衛門がお質やの元方となつた。翌年
三月借銀した山師等は元利返済の困難な事情を陳べたが、
正左衛門はお質や請文の文言の手前からも「しち取上けう
り本子共銀指上申事罷成間敷」とは山奉行に執次ぎ難い
とした。しかし結局山奉行は利銀をとり元銀はさしおくこ
とを許した^{ナ三}、二。元和八年にも、検分のため銀山に来た
政景へ、山師よりお質屋銀の督促嚴重で迷惑のことを訴え、
政景は山師は運上負のものと故さし置き、その外の分の算用
を極めよと正左衛門等に申付けた^{ナ八}、一。元和二年以来
同八年までの決算は次の通りであつた。

本 三四、〇〇〇匁
利 六二、五二〇匁二三九

計 九六、五二〇匁二三九
内 三六、七六四匁五

落分

一〇、六〇九匁二

院内山仕貸方

残 四九、六八七匁四三九

未進分

内 二八、七四九匁九三八

湊八右衛門手前

二〇、九三六匁五〇一

正左衛門手前

正左衛門分の内、欠所道具を売却し一、一三九匁六五は
済み、不足九、六一六匁八九一あり、元和九年二月より身
柄は向庄九郎方へ預けられたが、「院内銀山山先ニテ年久
罷有^ハ間」とくに義宣の命令で妻子とも宥免し国内安住を
許された。八右衛門は死亡し、請人八右衛門は牢舎された
カ二、正、一七。

四 銀山と院内・小野・横堀

銀山町の成立、その盛衰が、周縁の農村に及ぼす影響は
顕著である。経済的には鉱山業労働力の供給、銀山に入る
物資の運送、野菜その他食料補給等がそれである。銀山は
西は由利領、南は最上領に境し、銀山を中心とする有機的
関係は、上下の院内・横堀・小野方面に強く現われる。銀

山旧記によれば、銀山開坑とともに慶長十三年春に上は院内百姓の家まで、五人・七人借住いしたと記すが、事実灰吹屋の如き鉾山業者の外に、銀山町に出入する他国者の商人職人が、右の区域を超えて赤塚・寺沢・寺町辺りまで住んだのである。

慶長十八年春役の持役に、院内の見世役・傾城役・酒役、小野・横堀の傾城役・造酒役、院内・小野・横堀の灰吹役・長倉から院内までの川せり役がある。佐竹氏入部以來、院内には箭田野氏がおり民政税賦に當つたが、以上述べた諸役は山奉行の支配に属した。これらの諸役は銀山とともに生れたもので、銀山内の同種の役と密接な関連がある。慶長十七年三月、院内で見世上中下とも二九間あり、上一間につき一〇匁・中は七匁・下は五匁の見世役、酒屋は上中下及び濁酒屋とも二九間あり、上は三〇匁、中は二五匁、下は二〇匁、濁酒屋は一〇匁と定めた。役持のせり高を、翌十八年春役（下段）に比較すると

酒役	二八〇〇匁	加賀長兵衛・同瀬兵衛	一八五〇匁	美濃次郎兵衛
みせ役	七〇〇匁	太田善介	一四〇〇匁	太田善介

となる。院内の酒屋からは、銀山は米・薪諸事高値であり、

しかも上が二五匁なる故銀山同様に減額せんことを願出た。

院内の傾城役について、慶長十七年十月、銀山の傾城屋で院内の傾城役の役持であつたと思われる角館弥介と、院内の傾城屋美農二郎兵衛翌年春の役持、城内傾城屋の代表者であらうの間に出入が起きた。弥介の申分は院内傾城役は上について銀山の中の分二五匁を取るとし、二郎兵衛申分は院内の上は従来銀山の下に当り一五匁であるとした。即ち前年羽石内記山奉行のとき院内の上を銀山の中の分相當に申付けられたが、内記の湯治湯沢温泉であらうの場に参り佗言して下の分に訂正せられたというのである。前章で述べた通り、役持は定の役高により徴収するのである。政景は久保田の内記に照会し、院内は上一五匁、中一三匁、下一〇匁と裁定し、また横堀の傾城屋に対しても同然なるを通達せしめた同、一七、一〇、七、二七。

院内等は勿論払米の対象とはならぬが、慶長十七年頃には米小売役の役持があるから、小売屋があつたのである。

三月に米小売役持は米小売が全くなく、その上に院内足輕衆が扶持米を売りたい旨の連絡があつたことを山奉行に訴えた。山奉行は箭田野氏へ通告して、足輕給人の米売は箭田

野氏の切手を以て米小売屋へ渡すことを求め、また三日間に互り上下院内・長倉の門帳を調製し、家を上・中・下・下々に分け、四月より六月まで三ヶ月間に、上一人につき三斗俵四俵、中は三俵、下は二俵、下々は一俵の購入を命ずることの賛否の意見を求めた。この強制売付は中止され、米の小売を希望するもの一人もなかつた。そこで七月になると院内の百姓等は小売屋を強制的に仲介しない手続を願い、その代償として院内の蔵米を毎年一ヶ月につき百俵宛銀山へ運搬する労役に従うことを申出で、その許可を得た。ケ一七、四、二二・同、三、二。院内には相当の産米がある。①七・同、四、四・同、七、六。百姓が直接に消費者に売却することを求めたのである。しかし小売屋を介しても、払米制下の銀山内よりは遙かに米価は安い。至宝要録に、銀山よきときは、入口にて面役として山中へ入る毎に役をとつたとあり、これは山中米高値のため朝夕の食を里にとり山中へ通うものあり、山中に留めて払米を減ぜしめないためであると説明している。面役場のことは政景日記にも見えカ二、八、一七、その所在地が面役町であつた。

院内・小野・横堀の役も銀山内のものが持つこと多かつ

たのであるが、元和三年頃は銀山不況のため、山の者に持つたものなく、検分した政景は「一町之者相談にて」小額に持つたことを責め、運上増を申付けたが、承諾せず、遂に直役に召上げた^{ナ三、二、}。続銀山記によると、院内等の見世役は寛文十二年に無役とし、酒役は延宝五年久保田直役となつたという。これらは銀山衰微のため役の実質が減じたこと、銀山との関係を注意しなくなつた結果である。

① 慶安四年卯六月廿四日 仙北分村々給分高調によると、上院内の新開分五五石四八三、下院内の新開分七四石四六一で、六ツ成で給分に充てられている。元文五年の六郡村数郷高覧帳では、上院内六九二石八九六、下院内六四二石六七五である。

「附記」 昭和二三年十一月、翌二四年八月秋田市佐竹義栄氏邸に架蔵史料を調査するを得た。また秋田県立図書館・院内町役場より記録の閲覧に、実地の踏査に多大の好意を寄せられた。併せて深謝の意を表したい。

The Technique of Rice Cultivation in Ch'iang Huai (江淮) at Later Hàn (後漢)

By

Kenjiro Yoneda

It has been said that Huo Kêng Shui Nou (火耕水耨) was a universal method of rice cultivation in Ch'iang Huai and Ch'iang Nan (江南) at Han through the Six Dynasties (六朝), and its technique was primitive, dependent upon the direct sowing, and the manual weeding, using the same field only every other year. On this concurrent theory, Mr. B. Nishiyama (西山武一) has quite recently given a short comment. According to his theory, we should distinguish Huo Kêng Shui Nou from the cultivation method of Ch'iang Huai described in Ch'i Min Yao Shii (齊民要術). Nevertheless, the latter is different from the former only in that whether they weeded with hands or with tools.

Having some doubt in these theories, the author discussed as the following by referring to the comment on Huo Kêng Shui Nou of Ying Shao (應劭) of Later Han. That is, the rice-cultivation-method of Later Han was a rather developed one, using the same field continually, with excellent devices for weeding. This new method might have been originated at Former Han (前漢) and no doubt that it became prevalent in connection with the large plantation system adopted by the local nobility.

The technical details of Huo Kêng Shui Nou are not clear as yet, but at any rate this method was taken to be out-of-date or that of the frontier at Chin Dynasty (晉朝).

The Innai (院内) Silver Mines iv

—The Output of Silver in the Innai Silver Mines:

The Structure of the Silver Mine Town—

By

Atsushi Kobata

Under the subject of "The Innai Silver Mines," the author has already published three essays, the subtitles of which are "The Ownership of Silver Mines" (Shirin XXXIV, No. 4), "The Types and Systems of Silver Mining" (ditto, XXXVI, No. 1) and "The Output of Silver in the Innai Silver Mines" (ditto, XXXVII, No. 4). The present essay contains an additional section to the third essay above, and an independent chapter, "The Structure of the Silver Mine Town."

As the public ownership of Mines was a principle of the Edo Government, part of the products of the Innai mines was presented to the Government. However, the whole amount of this tribute (Unjoshoyak 運上諸役) was repaid later. The amount of the tribute was being gradually reduced for the thirty years following the opening of the Innai mines, and then still faster. Since early eighteenth century, the annual tribute came to be fixed as 1,400 monme (匁). In parallel with this, the system of enterprises were getting reformed and many of governmental mines were trusted to private capitalists. At the beginning of last century, the total amount of output even exceeded 5,000 kg.

The population of the silver mine town (銀山町) was as much as 10,000 in 1660. It might have been twice as much when the town was the most prosperous. There were various groups of workers and technicians, coming from all over Japan, especially from Edo, Osaka, Kyoto, Ise, Omi etc. After the battle of Sekigahara (関ヶ原の役), unemployed warriors gathered there, wishing to be an explorer or a law official. This kind of town, where people of all sorts of professions from all parts of the country suddenly poured in and moreover dependent on the unstable economical condition of mining industry—had certainly, features entirely different from that of other more common towns.

T'ai tsu (太祖) of Sung (宋) and Liquors

By

Toshiichi Araki

T'ai tsu (太祖), Chao k'uang yin (趙匡胤), emperor of Sung (宋) Dynasty, was born in a certain Boar's year, and, moreover, was very fat and had a red face. His subjects called him "Boar". The traditional portraits of the emperor certainly legitimate this name. He loved liquors and was said by some to have died of too much drinking. On the contrary, T'ai tsung, (太宗) his younger brother, was rather skinny and entirely avoided liquors. Besides, these brothers were much different in character, and often misunderstood or even hated each other. If we press this much farther, we would be likely to admit the theory of Pr. I. Miyazaki (宮崎市定) that T'ai tsu was murdered by T'ai tsung. However, if we closely examine his health condition in his later years, it is not impossible to agree with those who conclude his death as a natural but sudden death because of his love for liquors as mentioned above.

At any rate, the cause of T'ai tsu's death is not the main subject of this essay. We have discussed the character of T'ai tsu, especially from the viewpoint of his love for liquors, in various ways and request the criticisms from the side of the readers.